

1 感染症の概要

(1) 経過

ア 新型コロナウイルス感染症流行の始まり

令和元年12月、中国・湖北省武漢市で流行が確認された新型コロナウイルス感染症は、短期間で全世界に拡大しました。中国当局は令和2年1月23日に武漢市を「都市封鎖」しましたが、この頃、中国では、1月24日から30日（その後2月2日に延長）まで春節（旧正月）の大型連休に突入しており、既に帰省や旅行で武漢市から拡散していたと推察されています。

イ 日本国内で新型コロナウイルスを確認

(ア) 動向

令和2年1月14日に世界保健機関（WHO）が中国・湖北省武漢市で発生しているウイルス性肺炎について、新型のコロナウイルスが検出されたと認定しました。この情勢を受け日本政府は、1月31日に新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第3回）を開催し、中国・湖北省に滞在歴のある外国人を2月1日から入国を拒否することを決定しました¹。この頃は、中国を中心に感染が拡大しており、1月29日には、武漢市等の帰国者用に日本政府チャーター便（第1便）が運航され、現地滞在の邦人が帰国しました。

(イ) 国内初の感染者確認 ～人から人へ感染事例～

日本国内では、令和2年1月16日に武漢市に渡航歴のある神奈川県在住者から初めて新型コロナウイルスが検出されました。また1月28日には、武漢市に渡航歴のない日本人が初めて感染し、状況は一変しました。

武漢市に渡航歴のない日本人はバス運転手で、武漢市から来訪した中国人ツアー客を乗せて東京・大阪間を往復し、翌日（令和2年1月29日）には同乗していたバスガイドの感染も確認されました。これを受け厚生労働

¹ 令和2年1月31日付け 国家安全保障会議決定（閣議了解）「中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について」

省は、1月30日に日本国内でも「人から人への感染」が認められると明らかにしました²。この頃から、マスク及び手指消毒液等の衛生用品が市場から品薄となり、日本国民の危機意識が変化しました。

日本で最初の正念場となったのは、クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」における集団感染の対処で、同船は令和2年2月3日に横浜港に着岸し、2週間の健康観察期間及び同船の乗客・乗員等の新型コロナウイルス検査等の対応が講じられ、2月19日から下船が開始されましたが、健康観察期間を経て下船した乗客が陽性と診断されるなど、感染症対策の課題が浮き彫りとなりました。

当初の感染は、海外渡航歴のある者の感染及び感染者との接触歴のある者に限られていましたが、クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」の船内隔離が行われている間に国内で初の死者が確認されるなど、中国渡航歴がなく、感染経路不明の感染者が相次いで報告され、令和2年2月13日には、日本国内で初の感染者死亡を確認し、2月21日には、国内で10歳未満初の感染が確認されるなど、「市中感染」が確認されると感染が全国に拡大しました。

(ウ) 政府における新型コロナウイルス感染症対策本部の設置

政府は、新型コロナウイルス感染症への対策は危機管理上重大な課題であるとの認識の下、国民の生命を守るため、これまで水際での対策、まん延防止、医療の提供等について総力を挙げて講じてきました。国内において、感染経路の不明な患者の増加している地域が散発的に発生し、一部の地域で感染拡大が見られてきたため、令和2年3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）附則第1条の2第1項及び第2項の規定により読み替えて適用する特措法第14条に基づき、新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれが高いこと

² 令和2年1月30日付け 中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎について（令和2年1月30日版）

が、厚生労働大臣から内閣総理大臣に報告され、同日に、特措法第15条第1項に基づく政府対策本部が設置されました。

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る法整備

ア 指定感染症の指定

新型コロナウイルス感染症は、感染症法に基づく「指定感染症」及び検疫法に基づく「検疫感染症」として定めることが令和2年1月28日の閣議において決定し、10日間の周知期間を経て、2月7日に施行されました。

新型コロナウイルス感染症は、感染症法における一類から三類感染症と同等の措置を講じなければ国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、「指定感染症」に指定し、二類感染症と同等の措置を講じるものとして定められました。また、「検疫感染症」の指定については、国内に常在しない感染症のうち、病原体が国内に侵入することを防止するために検査が必要なものとして措置を講じるものとされました。本法改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合は、保健所への報告が義務化されました。

政府は、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけについて」（令和5年1月27日厚生科学審議会感染症部会）を踏まえ、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5月8日から新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、五類感染症に位置づけることを決定しました。

なお、位置づけの変更前に改めて、厚生科学審議会感染症部会の意見を聴いた上で、予定している時期で位置づけの変更を行うか最終確認した上で実施することとしました。

令和5年4月27日 新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第44条の2第3項の規定に基づき、厚生労働大臣から、令和5年5月7日をもって同法の新型インフルエ

ンザ等感染症と認められなくなる旨が公表され、これに伴い、同月 8 日に同法の五類感染症に位置付けることとしました。

イ 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正

新型コロナウイルス感染症の流行を早期に終息させるために、徹底した対策を講じていく必要があることから、国民生活や経済、社会に重大な影響を与えるリスクに対し総合的な対策を講じられるよう新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に規定する新型インフルエンザ等とみなすため、特措法の一部改正が令和 2 年 3 月 10 日に閣議決定され、3 月 13 日公布、3 月 14 日に施行されました。本法改正により、政府が特措法に基づく「緊急事態宣言」を発出する法整備がされ、緊急事態宣言が発出された都道府県は、都道府県知事が外出自粛等の要請が可能になりました。

ウ まん延防止等重点措置の創設

令和 3 年 2 月 3 日には、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」が公布され、2 月 10 日に政令が改正されたことにより、特措法が 2 月 13 日に施行されました。本改正には、緊急事態宣言の前段とする「まん延防止等重点措置」を新設し、営業時間短縮の命令及び入院措置に応じない場合の行政罰の過料が設けられました。

「まん延防止等重点措置」は、同法に基づく緊急事態宣言の前段又は緊急事態宣言解除後に国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれが継続している段階において、政府対策本部長が期間及び区域等を定めて公示し、政府が対象とした都道府県の知事が市町村を限定して、営業時間の変更その他必要な政令で定める措置を集中的に講じることが可能になりました。

(3) 海老名市に緊急事態措置等が適用された期間の概要

措置内容	期 間
ア 緊急事態措置	令和2年4月7日～令和2年5月6日 延長 ～令和2年5月31日 解除 令和2年5月25日
イ 緊急事態措置	令和3年1月8日～令和3年2月7日 延長 ～令和3年3月7日 延長 ～令和3年3月21日
ウ まん延防止等重点措置	令和3年4月28日～令和3年5月11日 延長 ～令和3年5月31日 延長 ～令和3年6月20日
	令和3年7月22日～令和3年8月1日
エ 緊急事態措置	令和3年8月2日～令和3年8月31日 延長 ～令和3年9月12日 延長 ～令和3年9月30日
オ まん延防止等重点措置	令和4年1月21日～令和4年2月13日 延長 ～令和4年3月6日 延長 ～令和4年3月21日
カ かながわ BA.5 対策強化宣言	令和4年8月2日～令和4年8月31日 延長 ～令和4年9月30日 解除 ～令和4年9月25日

ア 令和2年4月～ 緊急事態措置

日本国内の感染者数は、3月以降に急増し、医療体制のひっ迫による医療崩壊が懸念されるようになりました。この情勢を踏まえ令和2年4月7日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第27回）において、新型コロナウイルスの感染拡大に備え、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言を行いました。緊急事態措置を実施すべき区域（以下「緊急事態措置区域」という。）は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県とし、緊急事態措置を実施すべき期間（以下「緊急事態措置期間」をいう。）は、4月7日から5月6日

までとしました。以後、4月16日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部（第29回）では、各都道府県における感染状況等を踏まえ、緊急事態措置区域を全都道府県とすることを決定しました。さらに、緊急事態宣言下において感染が急増している北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県及び京都府の1道1府4県と4月7日に緊急事態措置区域となった1都1府5県を「特定警戒都道府県」に位置付け、感染防止対策が重点的に行われました。

令和2年5月4日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第33回）において、緊急事態措置期間について、全都道府県を対象としたまま25日間延長し、緊急事態措置期間を5月31日までに決定しました。その後政府は、各都道府県における感染状況等を踏まえ、5月14日には、「特定警戒都道府県」のうち茨城県、石川県、岐阜県、愛知県及び福岡県の5県を含む39都道府県、5月21日には、大阪府、京都府及び兵庫県の2府1県を緊急事態措置区域から除外すると決定し、緊急事態措置区域は北海道、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県のみ1都1道3県に縮小されました。

令和2年5月25日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第36回）において、感染状況等を分析し、総合的に判断した結果、すべての都道府県が緊急事態措置区域に該当しないこととなったため、北海道、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の1都1道3県に発出されていた緊急事態宣言は、5月25日付けで緊急事態解除宣言を行いました。

イ 令和3年1月～ 緊急事態措置

令和2年10月末以降の感染者数は増加傾向となり、12月には首都圏を中心に過去最多の状況が継続し、医療提供体制がひっ迫している地域が見受けられるようになりまし。この状況を踏まえて令和3年1月2日に東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の1都3県の知事は、深刻な感染状況や医療崩壊を未然に防ぐため、経済再生担当相と会談し、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を早急に発出するよう要請しました。これを受け政府は、1月4日に1都3県（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）に対して緊急事

態宣言を行う方向で調整し、1月7日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部（第51回）において、1月8日から2月7日まで1都3県（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）に特措法第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行うと決定しました。

令和3年1月13日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第52回）において、特措法第32条第3項に基づき、1月14日から2府5県（栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県）を緊急事態措置区域に加える変更を行い、1月7日の決定を含めた1都2府8県（栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県）に拡大されました。

令和3年2月2日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第54回）において、特措法第32条第3項に基づき、2月7日から緊急事態措置区域から栃木県を除く1都2府7県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県）に変更するとともに、緊急事態措置期間を3月7日まで延長することを決定しました。

令和3年2月26日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第56回）において、2府4県（岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県）の緊急事態措置を2月28日に終了することを決定し、3月1日以降については、特措法32条第3項に基づき、緊急事態措置区域を埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の1都3県に変更することとした上で、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況を見極めつつ、緊急事態措置期間の終期である3月7日に向けて、感染防止策の更なる徹底を図っていくとしました。

この情勢に続いて令和3年3月5日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第57回）において、令和3年1月7日に発出した新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言については、特措法第32条第3項に基づき、引き続き1都3県（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）を緊急事態措置区域とし、緊急事態措置期間を3月21日まで延長するとしました。

令和3年3月18日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第58回）において、全ての都道府県が緊急事態措置区域に該当しないこととなったため、緊急事態措置期間とされている3月21日をもって、緊急事態措置を終了すると決定しました。緊急事態宣言解除後は、社会経済活動を継続しつつ、再度の感染拡大を防止し、重傷者・死亡者の発生を可能な限り抑制するための取組を進めていくこととしました。

緊急事態宣言の解除を踏まえて神奈川県は、新規感染者の発生を抑止するために令和3年3月21日から4月21日までを「リバウンド防止期間」とし、感染症対策の徹底を呼び掛けました。

ウ 令和3年4月～

(ア) まん延防止等重点措置

令和3年4月1日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第59回）において、感染の再拡大を防止する必要性が高まっていることなどから緊急事態宣言に準ずる措置を講ずることができる特措法第31条の4第1項に基づく「まん延防止等重点措置」について、まん延防止等重点措置を実施すべき期間（以下「重点措置期間」という。）を4月5日から5月5日までの1か月とし、まん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）を宮城県、大阪府及び兵庫県とする公示を国内で初めて行いました。

令和3年4月9日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第60回）において、4月12日以降については、重点措置区域に東京都、京都府及び沖縄県を追加する変更を行うとともに、重点措置期間を京都府及び沖縄県は4月12日から5月5日まで、東京都は4月12日から5月11日までとする旨の公示を行いました。

令和3年4月15日、神奈川県は県内の新規感染者数が、ステージⅢに相当する1日当たり200人を超えたことを踏まえ、政府に対しまん延防止等重点措置適用の要請を行いました。

令和3年4月16日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第61回）において、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、4月20日以降については、重点措置区域に埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県の4県を追加した1都2府7県（宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び沖縄県）に変更するとともに、重点措置期間については、宮城県、大阪府及び兵庫県は4月5日から5月5日まで、京都府及び沖縄県は4月12日から5月5日まで、東京都は4月12日から5月11日まで、埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県は4月20日から5月11日までとする公示を行いました。

同日、神奈川県は、県対策本部を開催し、県内の感染者のウエイトが大きく、また飲食店の数も多く、先行してまん延防止等重点措置が適用されている東京都に隣接する、横浜市、川崎市及び相模原市を適用区域とするまん延防止等重点措置の実施を決定しました。

令和3年4月23日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第62回）において、特措法第31条の4第3項に基づき、4月25日から重点措置区域に愛媛県を追加し、緊急事態措置区域とされた東京都、京都府、大阪府及び兵庫県は重点措置区域から除外する変更を行いました。重点措置区域は7県（宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、愛媛県及び沖縄県）となり、重点措置期間を宮城県は4月5日から5月5日までから4月5日から5月11日まで、沖縄県は4月12日から5月5日までから4月12日から5月11日までに変更し、愛媛県における重点措置期間を4月25日から5月11日までとする旨の公示を行いました。

令和3年4月28日、神奈川県は、まん延防止等重点措置区域に鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市及び綾瀬市の6市を追加しました。

5月7日に政府は、神奈川県に対して令和3年4月20日から適用されたまん延防止等重点措置の期間は5月11日までとされていましたが、大都市を中心に新規陽性者数が高い水準にあり、医療提供体制のひっ迫もみられ

ることなどから、新型コロナウイルス感染症対策本部（第63回）において、5月9日以降については、特措法第31条の4第3項に基づき、重点措置区域に北海道、岐阜県及び三重県を加え、5月12日以降については、宮城県を除外する変更を行いました。また、重点措置期間については、北海道、岐阜県及び三重県は5月9日から5月31日とし、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛媛県及び沖縄県は5月31日まで延長する旨の公示を行いました。

また、令和3年5月14日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第64回）において、5月16日以降については、特措法第31条の4第3項に基づき、重点措置区域から北海道を除外し、重点措置区域に埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県、愛媛県及び沖縄県に加え、群馬県、石川県及び熊本県を追加する変更を行うとともに、群馬県、石川県及び熊本県において重点措置期間を5月16日から6月13日までとする旨の公示を行いました。

令和3年5月28日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第67回）において、特措法第31条の4第3項に基づき、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県及び三重県において重点措置期間を6月20日まで延長する公示を行いました。

令和3年6月10日に政府は、群馬県、石川県及び熊本県について、重点措置期間とされる6月13日をもってまん延防止等重点措置を終了する旨の公示を行いました。また、6月17日に政府は、岐阜県及び三重県について、重点措置期間とされている6月20日をもって重点措置を終了することを決定しました。6月21日以降については、従前、緊急事態措置区域とされていた北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県を重点措置区域に追加する変更を行い、重点措置期間を6月21日から7月11日までとし、埼玉県、千葉県及び神奈川県の重点措置期間は7月11日まで延長する公示を行いました。

令和3年6月17日、神奈川県は、6月21日から横浜市、川崎市、相模原市、小田原市、厚木市及び座間市の6市をまん延防止等重点措置区域として継続することを決定しました。

令和3年7月8日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第70

回)において、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、北海道、東京都、愛知県、京都府、兵庫県及び福岡県については、重点措置期間とされる7月11日をもってまん延防止等重点措置を終了する旨の公示を行うとともに、特措法第31条の4第3項に基づき、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府における重点措置期間を8月22日まで延長する旨の公示を行いました。

令和3年7月16日、神奈川県は7月22日以降、清川村を除く全市町をまん延防止等重点措置区域として継続することを決定しました。

令和3年7月30日に政府は、まん延防止等重点措置の延長を繰り返していた状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策本部(第71回)において、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行った上で、8月2日以降については、特措法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域に東京都及び沖縄県に加え、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府を追加する変更を行い、8月22日までの期間とされていた神奈川県のまん延防止等重点措置は、8月2日から緊急事態措置に切り替わりました。

(イ) 緊急事態措置

まん延防止等重点措置を適用するも、令和3年3月上旬以降、新規感染者数が大都市部を中心に増加傾向にあり、重症者数の増加、変異株(アルファ株)感染者数の増加がみられ、感染状況に歯止めがかからない状況を踏まえて令和3年4月23日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部(第62回)において、まん延防止等重点措置が適用されていた東京都、京都府、大阪府及び兵庫県の1都2府1県に対して特措法第32条第1項に基づく緊急事態宣言を行い、緊急事態期間を4月25日から5月11日までとしました。

令和3年5月7日に政府は、開催された新型コロナウイルス感染症対策本部(第63回)において、大都市を中心に新規陽性者数が高い水準にあり、医療供給体制のひっ迫もみられることから、5月12日以降は、特措法第32

条第3項に基づき、緊急事態措置区域に愛知県、福岡県を5月12日から追加した1都2府3県（東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県）に変更するとともに、緊急事態措置期間を5月31日まで延長しました。

令和3年5月14日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第64回）において、感染が急速に拡大している地域があり、医療提供体制のひっ迫もみられることから、緊急事態措置区域に北海道、岡山県及び広島県を5月16日から追加し、1都1道2府5県（北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県）に拡大する変更を行いました。

令和3年5月21日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第66回）において、5月23日以降については、特措法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域に沖縄県を追加した1都1道2府6県（北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県及び沖縄県）に変更を行い、緊急事態措置期間については、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県は5月31日まで、沖縄県は6月20日までと決定しましたが、5月28日には、新型コロナウイルス感染症対策本部（第67回）において、1都1道2府6県（北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県及び沖縄県）の緊急事態措置期間を6月20日に延長すると決定しました。

この経過について、令和3年6月17日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第69回）において、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、新規陽性者数の減少及び医療提供体制等への負荷の軽減がみられる北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県については、緊急事態措置期間とされている6月20日をもって緊急事態措置区域から除外し、緊急事態措置区域を沖縄県のみに変更し、緊急事態措置期間を7月11日まで延長することを決定しました。

エ 令和3年8月 緊急事態措置

東京都における新規陽性者数が極めて高い水準にあり、増加傾向である状況を踏まえて令和3年7月8日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第70回）において、7月12日以降については、特措法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域として東京都を追加する変更を行うとともに、東京都における緊急事態措置期間を7月12日から8月22日まで、沖縄県については8月22日まで延長すると決定しました。

令和3年7月30日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第71回）において、新規陽性者数が高い水準にあり、増加傾向が著しい地域がみられることから、8月2日以降については、特措法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域に埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府を追加した1都1府4県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府及び沖縄県）に変更を行うとともに、緊急事態措置期間を東京都及び沖縄県については8月31日まで延長し、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府については8月31日までと決定しました。

なお、上述のとおり、令和3年8月5日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第72回）において、ワクチン接種が進捗する中で、医療提供体制への負荷の改善等がみられ、緊急事態措置又は重点措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、期間内であっても措置を解除するとしました。

令和3年8月17日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第73回）において、新規陽性者数が急速に増加し、公衆衛生体制・医療提供体制が首都圏を中心に非常に厳しくなっている状況を踏まえ、8月20日以降は、特措法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域を沖縄県（5月23日から）、東京都（7月12日から）、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府（8月2日から）に加え、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県を追加する変更を行い、緊急事態措置期間を8月20日から9月12日までと決定しました。

また、令和3年8月25日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第75回）において、新規陽性者数が過去最大の水準を更新し続けている状況を踏まえ、緊急事態措置区域に北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県及び広島県を追加する変更を行い、緊急事態措置区域を1都1道2府17

県（北海道、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県及び沖縄県）に拡大しました。

さらに、令和3年9月9日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第76回）において、新規陽性者数の減少及び医療提供体制等への負荷の軽減がみられる宮城県、岡山県については、特措法第32条第3項に基づき、9月12日をもって緊急事態措置区域から除外することを決定し、緊急事態措置区域は1都1道2府15県（北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県及び沖縄県）とし、緊急事態措置期間を9月30日まで延長することとしました。

令和3年9月28日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第77回）において、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、全ての都道府県が緊急事態措置区域に該当しないこととなったため、緊急事態措置を実施すべき期間とされている9月30日をもって緊急事態措置を終了するとしました。そして、ワクチン接種を一層進捗させるとともに、医療供給体制の安定化を目指し、感染拡大に対する社会の耐性を高めながら、感染対策と日常生活を両立させることを基本として、政策を展開していくとしました。

オ 令和4年1月～ まん延防止等重点措置

令和4年1月7日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第83回）において、全国で新規感染者数が急増し、療養者数と重症者数が増加傾向にあることから、緊急事態宣言に準ずる措置を講ずることができる特措法第31条の4第1項に基づくまん延防止等重点措置として、重点措置期間を1月9日から1月31日まで、重点措置区域を広島県、山口県及び沖縄県とする公示を行いました。

令和4年1月17日、神奈川県はオミクロン株への置き換わりなどにより、令和3年12月下旬以降、新規感染者が増加に転じ、連日新規感染者が過去最多を更新し、感染拡大と病床のひっ迫等を踏まえ、1都3県（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）で、国に対しまん延防止等重点措置の適用を要請しました。

令和4年1月19日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第84回）において、1月21日以降については、重点措置区域に群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県及び宮崎県を追加。この13都県については、重点措置期間を1月21日から2月13日までとする旨の公示を行いました。

同日、神奈川県は県対策本部を開催し、全県を適用区域とするまん延防止等重点措置の実施を決定しました。

令和4年1月25日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第85回）において、重点措置区域以外の地域でも新規感染者数の急速な増加が継続し、オミクロン株のいわゆる市中感染が拡大しており、多くの地域でオミクロン株への急速な置き換わりが進んでいることから、重点措置期間を令和4年1月9日から2月20日までとし、各区域の重点措置期間については、広島県、山口県及び沖縄県も令和4年1月9日から2月20日まで。群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県及び宮崎県を、令和4年1月21日から2月13日までとしました。

また、新たな重点措置区域として、北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、大分県及び鹿児島県を追加。この18道府県の重点措置期間については、令和4年1月27日から2月20日までとしました。

令和4年2月3日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第86回）において、重点措置区域に和歌山県を追加し、重点措置期間を2月5日から2月27日までとしました。

令和4年2月10日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第87回）

において、まん延防止等重点措置が適用されている 35 都道府県のうち、島根県、広島県、山口県、長崎県、熊本県、宮崎県及び沖縄県では今週先週比が 1 以下となり、全国で新規感染者数の増加速度は鈍化しているものの、療養者数、重症者数及び死亡者数の増加が継続しているため、重点措置区域に高知県を追加し、重点措置期間を 2 月 12 日から 3 月 6 日までとしました。また、その他の区域の重点措置期間について、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県及び宮崎県については、令和 4 年 1 月 21 日から 3 月 6 日まで、北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、大分県及び鹿児島県については、令和 4 年 1 月 27 日から 2 月 20 日までとする公示を行いました。

令和 4 年 2 月 18 日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第 88 回）において、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、山形県、島根県、山口県、大分県及び沖縄県について、重点措置期間とされている同月 20 日をもってまん延防止等重点措置を終了するとともに、法第 31 条の 4 第 3 項に基づき、北海道、青森県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、福岡県、佐賀県及び鹿児島県において重点措置期間を同年 3 月 6 日まで延長する公示を行いました。

令和 4 年 3 月 4 日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第 89 回）において、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、福島県、新潟県、長野県、三重県、和歌山県、岡山県、広島県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県及び鹿児島について、重点措置を実施すべき期間とされている同月 6 日をもってまん延防止等重点措置を終了するとともに、法第 31 条の 4 第 3 項に基づき、北海道、青森県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、香川県及び熊本県において重点措置期

間を同月 21 日まで延長する公示を行いました。

令和 4 年 3 月 17 日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第 90 回）において、全国の新規感染者数減少の動きに伴い、療養者数、重症者数及び死亡者数は減少が継続していることから、北海道、青森県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、香川県及び熊本県について、重点措置期間とされている同月 21 日をもってまん延防止等重点措置を終了する公示を行いました。

カ 令和 4 年 8 月～ かながわ B A. 5 対策強化宣言

令和 4 年 7 月 29 日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第 95 回）において、B A. 5 系統を中心として感染が拡大し、病床使用率が概ね 50% 超、又は昨冬のピーク時を超える場合、かつ入院患者が概ね中等症以上の入院医療を必要とする者である場合など、医療の負荷の増大が認められる場合に、地域の実情に応じて、都道府県が「B A. 5 対策強化宣言」を行い、住民や事業者への協力要請又は呼びかけを実施することとしました。

令和 4 年 8 月 2 日に神奈川県は、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部（第 64 回）において、国が新たに創設した、オミクロン株「B A. 5（ビーエーファイブ）対策強化地域」の指定を受け、総力を挙げた取組を行うため、8 月 2 日から 8 月 31 日まで、「かながわ B A. 5 対策強化宣言」を行うことを決定しました

令和 4 年 8 月 26 日に神奈川県は、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部（第 65 回）において、新規感染者数、病床利用率とも高止まりしており、対策強化宣言の要件も満たす状況にあることから、宣言の期間を 9 月 30 日まで延長することとしました。

令和 4 年 9 月 21 日に神奈川県は、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部（第 67 回）において、新規感染者が減少傾向であり、「かながわ B A. 5 対策強化宣言」の要件である病床利用率 50% 超を下回っていることから、宣言を 9 月 25 日で終了することを決定しました。

キ 令和5年5月 新型コロナウイルス感染症対策本部の廃止

令和5年4月27日 新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第44条の2第3項の規定に基づき、厚生労働大臣から、令和5年5月7日をもって同法の新型インフルエンザ等感染症と認められなくなる旨が公表され、これに伴い、同月8日に同法の五類感染症に位置付けることとされました。このため、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）は、令和5年5月8日に廃止することとなり、また、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第21条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部は廃止され、政府対策本部が廃止されたときは、特措法第25条の規定に基づき、都道府県対策本部についても廃止されることとなりました。

（4） 政策

ア マスク需要の高騰

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、マスクが極度に品薄となり、マスクの転売が多発し、仕入価格を超えた転売については、法的な規制措置が講じられるようになりました。

令和2年4月1日に政府は、マスクの需要が急激に拡大し、品薄状態となっている状況を受け、再来週（4月15日）以降に再利用が可能な布製マスクを1世帯当たり2枚配布すると表明しました。安倍首相の施策として、布製マスクは、「アベノマスク」と呼称されるようになりました。

イ 国民の生活指針 ～「新しい生活様式」～

政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第34回）において、「三つの密」を徹底的に避ける、「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を継続するという、感染拡大を予防す

る新しい生活様式の普及を前提としつつ、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立が持続的に可能となる旨を示しました。

マスク需要が高まる中、令和2年4月に打ち出された政府による布製マスクの配布が行われ、本市では、株式会社オウルテックから30万枚の不織布マスクの寄贈を受け、5月15日に海老名市内の全戸に対し、マスクを配布しました。

ウ 経済対策

(ア) 定額給付金の支給

政府は、新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策（令和2年4月20日閣議決定）として、国民に一律10万円を給付するとし、市町村による給付申請の受付を開始しました。市では、特別定額給付金チームを全庁体制により設置し、可能な限り早期に給付金を支給しました。

(イ) 「GO TO トラベル」

- ・令和2年7月16日に東京都では、過去最多の286人の感染が確認し、国内感染者新規数が622人となるなど、緊急事態宣言解除後の5月25日以降で最多となったことを受け、国土交通相は、全国一斉に開始予定だった観光支援事業「GO TO トラベル」の割引対象から東京都発着の旅行を除外すると表明し、観光支援事業「GO TO トラベル」は、東京都を除く46道府県で7月22日から始まりました。
- ・令和2年9月4日に政府は、「GO TO トラベル」に10月1日から東京都を追加する方針を9月11日に表明しました。
- ・令和2年11月13日に政府は、観光支援事業「GO TO トラベル」を延長することを決定しました。
- ・令和2年11月21日に政府は、開催された新型コロナウイルス感染症対策本部（第47回）会議において、観光支援事業「GO TO トラベル」の運用について審議し、感染拡大地域への旅行は、新規予約を一時停止すると決定しました。この決定を踏まえ11月24日に政府は、地域の感染状況に鑑み、札幌市及び大阪市の2市を一時的に観光支援事業「GO

TO トラベル」を停止するとし、12月1日には、東京都発着の旅行について、65歳以上の高齢者及び基礎疾患のある者の利用を12月17日まで自粛をお願いすることを決定しました。

- ・令和2年12月14日に政府は、感染状況に歯止めがかからない状況を踏まえ、令和2年12月28日から令和3年1月11日までの15日間を全国で一時的に停止すると表明しました。

(ウ) 「GO TO イート」

- ・令和2年9月4日に政府は、飲食業界への支援策「GO TO イート」について、「プレミアム付き食事券」発行を9月中旬以降に開始する旨を表明し、10月1日から正式に開始しました。ポイント付与事業が併せて開始され、インターネットサイトを通じた予約で1人当たり最大千円分のポイントを付与されましたが、10月8日に農林水産省は、千円未満の付与額以下の飲食については、ポイント付与の対象から除外すると発表しました。
- ・令和2年11月21日に政府は、「GO TO イート」の運用について、都道府県知事に対し、食事券の新規発行停止等の措置を要請しました。

(5) 外交

ア 世界保健機関（WHO）声明

令和2年3月上旬になると、欧州及びアメリカ合衆国において感染が拡大し、世界保健機関（WHO）は、現地時間の3月11日に「パンデミック」に相当するとしました。

令和3年1月末時点で世界の感染者数は約1億232万人（日本国内約38万人）、死亡者約221万人（同約5,600人）を超えました。

令和4年3月30日、テドロス事務局長は、パンデミック緊急事態の終了に向けた主要戦略として、「現在分かっていることに基づくと、最も可能性の高いシナリオは、ウイルスは進化を続けるが、ワクチン接種や感染による免疫力の上昇により、重症度が時間とともに低下することだ」と述べました。

令和4年7月12日、テドロス事務局長は、「現在、世界で検出される新型コ

コロナウイルスのほとんどはオミクロン株であり、「BA.5」は6月25日までの1週間で、前の週から15ポイント増えて52%を占めている現状について、「新たな波が起きていて、新型コロナがまだ終わりに近づいていないことが改めて示されている」と述べました。

令和4年9月14日、テドロス事務局長は、直近1週間の新型コロナの死者数が流行初期の2020年3月以来の低水準になったとした上で、「パンデミックを終わらせるのに、これほど優位な状況になったことはない」と言及する一方で、重症化リスクの高い人へのワクチン接種など、各国が緩めずに対策を続ける必要性を訴えました。

令和4年12月21日、テドロス事務局長は、中国で新型コロナウイルスの感染が急拡大している現状について、「深刻な疾患の報告が増加している中国の状況を非常に懸念している」と述べました。

令和5年1月24日、テドロス事務局長は、「私たちはパンデミックが発生した3年前よりも明らかによい状態にあるが、国際社会における対応は再び緊張にさらされている」と述べ、改めて注意を呼びかけました。

令和5年5月5日、テドロス事務局長は、新型コロナウイルスの感染症拡大を受けて出している「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を終了すると発表しました。

イ 東京五輪（TOKYO 2020）1年延期

令和2年7月に開催予定の東京五輪（TOKYO 2020）について、国際オリンピック委員会（IOC）は、令和2年3月22日に予定通り開催するとしていた方針を改めて延期等を含めて再検討し、4週間以内に結論を出すことを表明しました。

3月24日に安倍首相と国際オリンピック委員会IOCバッハ会長等は、会談の上、「おそくとも2021年夏までに開催する」ことで五輪の1年延期を合意しました。

○海老名市は、東京2020オリンピック聖火リレーの通過市に決定され、令和3年6月28日から6月30日にかけて神奈川県内の公道で聖火リレーが執り行われる予定



でしたが、神奈川県により、県内における公道でのリレーの中止が決定され、6月29日に予定していた海老名市の聖火リレーは中止となりました。



市庁舎における展示の様子